

駅 通 情 報

第27号

時評

次号から登場する

「駅路沿革志」について

時は正に、日清戦争開戦前夜の明治二十七（一八九四）年四月、本志は、開拓使の手によって、編さんされた。従って、題名に見られるほど古いものではない。本編に連載中の、「明治初期における駅路沿革書の収支状況」の解説に利用しようと思うのである。

この「駅路沿革志」は、この筋の研究家には、江戸時代以来の駅事務を取りまとめた編書として、知る人ぞ知るであり、読了した人も多いと思う。私は、角度を変えた読み方で採用しようと思うのである。

内容は、南駅が本道に芽生えてから開拓使廃止までの間、すなわち、旧和人地と、これに隣接する西郷八郷に属する地域の、それも、本書発刊時に現存する駅の履歴を収録したものである。

用するわけにはいかぬが、本編の轍吉である駅通諸経費に關係する、それも、その極く一部について、取扱運賃して取り上げようと思うのである。

目 次

一 時評「次号から登場する 「駅路沿革志」について	1
二 明治初期における 駅路沿革書の収支状況	1
三 島古丹駅通所（一）	5
四 ドラマ「駅馬車」に見る駅通制度	6
資料寄贈お礼	6

明治初期における 駅通諸経費の収支状況（一七）

一七 島古丹駅通所（一）

島古丹（鹿谷）地方は、轍夷地とはいえ、旧和人地に隣接した地域で、以前から和人が比較的多く居住し、集落には、和人達の生活に必要な用品を先りさほく轍吉も早くから芽生えていた。而して、此郡の宗谷地方への暴雨へ向う旅人も多く旅宿や旅行用品を整えるに不自由しない程度の商店が整っていた。

また、公の駅は駅頭の開闢も整備されていた。
以下、「西郷八郎の駅頭改革」を参考に、島古丹
駅頭について記述する。

○ 国鉄便事案報告第四編に、次の記載がある。

位置 後志国穂谷郡島古丹村

隣接距離 湖路（ウシヨロ）
（ウシヨロ）
五里三〇町

岩内く

人馬鹿立
貢日賃鐵

兩館駅二箇所

人馬鹿立

貢日賃鐵

治 等

(1) 本駅ハ一二種古丹駅ト言フ

(2) 嘉永六年正月、幕府受負人佐藤基二駅務ヲ取扱ハ
シム

(3) 明治二年十一月、末沢藩支配に転ス

(4) 三年正月、受負ヲ廢シ本陣ト改メ運上金ヲ以テ運
営セシム

(5) 五年八月、本陣ヲ廃シ更ニ駅頭所ヲ置ク。

(6) 六年三月、本使金式百五拾四ヶ以テ旧本陣建家ヲ
賣上げ人民ニ下付シ駅頭トス

(7) 十三年二月、更二人馬鹿立所ヲ置ク

「解説」

とあって、建立てのさいの荷役制限、荷役体系のほか、
雪害、早苗、夜中開堵等の慣習が設定されている。

イソヤ場所の開設については明らかでないが、幕府

から場所請負人に駅務を命ぜられたとしている嘉永六年正月（一八五三）よりさるに六一年過る宣政四（一七八二）年代の場所請負人一覧に、「イソヤ、松前恵

制を原則としていたため地名をとつて諸番所では、駅頭所としていた。ただ、これは原則であって、即ち駅頭所としていた。ただ、これは原則であつて、それは小樽と函館に駅頭所が設置されていたので、それは所在地の地名をとつて駅頭所名とした。

二 事業報告の人馬鹿立、及び貢日賃鐵の項に、「兩館
二箇所」とあるが、兩館のこの項には、次のとおり記
載されている。

人馬鹿立	貢日賃鐵	人足	老人	七貫日	六錢	雪中	日月	日月	分割
夜	馬	轡四	式格五	貫目	八錢	刺繡	自至	自至	
昼	轡五分	轡五分	轡五分	轡五分	轡五分	轡五分	自至	自至	
二倍手	達中夜中に入る	駅頭取							
	は右を參勤す	役人老人							

此類駆逐小判二千枚以子請負」とあって、當時、西地四一か場所の中にイソヤ場所が見える。

当時の状況からみて、開起の時期は、これよりさらに遅るものと認められる。

四、右、沿革の項によると、「明治五年八月、本陣ヲ廃シ駅通所ヲ置ク」とあるが、このときの改正は、單に、名称を改めたというだけのものではなく、「西部八郡」の全地域にわたって、大改革が行われたのである。いきさか、長文にわたるが、核心に触れる極めて大改革であるため、なるべく全文を掲げることにする。

◎西部八郡の駅制大改革

(1) 開拓使の開拓推進方針

明治五年、開拓使は札幌に本庁を移し、本格的に各地の地域性に応じた改善を図ろうとしていた。駅通制度についてもその対象とした。

西部八郡とは、島牧・久遠・奥尻・爾彌・太橋の日本海側南部の旧和人地に隣接した地域と、勇都、歌東、穂谷の三郡を合せた地域である。

この地域は、旧和人地に隣接するだけに住民の生活は比較的安定していた。前述のとおり、この地域は当時、兩館支庁管下にあって、駅通制度についても、和人地と類似した運営がなされてきた。

明治五年の改革に当たって、開拓使兩館支庁はその趣旨につき、まず、次のとおり述べている。

この具体的な内容は、「御用留壬申五」に記述され

ているが、相当長文なので紙数を省くため、解説して、その要旨を挙げる。

この行政改革は、明治四年一二月、函館出張開拓使府が、後志国穂谷、歌東の二郡のほか、同國久遠・斐尻・太橋・爾彌・島牧・勇都・胆振國山越郡の合わせて九郡を管轄することにしたが。このうちから、山越郡を除いて西地に属する八郡を別稱したものである。このとき、本陣の経費支出状況を調べた結果によるところ、大幅の支出超過であったため、郡自体では相應で悪い状況にあることが判明したので、兩館支庁では、左記のとおり、改善計画を立て実施したいと、本庁に伺いをたてた。

記

一、勇都等三郡は、人家等もかなりあるので、人馬建立の運営については、南館近在と同様、通行人は町旅賓、すなわち、個人経営のはたこ屋に宿泊させることが可能と認められた。ついては、これまでの本陣を廃止し、別紙案のとおり申し渡してよろしいか。

二、本陣を廃止すると、相当額の節約になるので、浮いた経費をもって宿屋営業者を一郡につき三軒ないし五軒を指定したい。その建築費として、一軒につき百両程度の賃付けを行い、これが返済については、無利子で三か年年賦としたい。

三、戸長・副戸長各一名を本務とし、それに、駅通取扱を義務させるが、これには、他に収入の途がないので、

左記のとおり任命し、年金を支給することにしたい。本町廃止後は赤字の大まかに各宿泊施設を分離し、貸付金を与えて民営としたい。

人馬運営業務は、従前どおり郡中住民の負担によるものとし、これを郡戸長・副戸長による郡中行政事務との業務としたい。さらに、右によて、その許合を左記のとおり発令したい。

というものである。穂谷等、駅通取扱人の任命については後述する。

さらに、「御用賀王申五」の文書は軽くが、貴重な資料なので記録に留めておきたい。しかし、余りにも長文なので一部を省略し、重要事項のみ、要約して、記述することにしたい。

「一郡中適当の場所には町会所兼駅通として、一一〇時の建物を建てこれに當てる。」

戸長は、己の下刻、すなわち、現在の午前一〇時ころ出勤し、戸長としての行政事務を取扱い、かたわら駅通に関する事務を執行する。また、本頭には副戸長の勤務はないが、おそらく、戸長と同様の取扱いで、戸長不在のさいには、代理者として事務を取扱うのである。

一、駅立用備馬については、郡内の希望者に賃付け、必要のつと出役させて駅立てに支障のないよう取扱う。

なお、穂谷郡については、村内に馬持ちがないので、駅立用備馬支配時代（明治二年五月—十四年八月）の川連に申付けてあつた駅立用備馬をそのまま使役させ、その賃料等の経費は、村方が負担すること。

駅通の所要経費は、「兩輪道在三郡（鬼田・茅原・上郷の三郡である）」の例により、人馬駆立費積取人の二割方を口銭として引き去つてこれに当て、それでもなお不足の場合には、村方の負担とする。

また、前述の施設費として、次の文書がある。

- 1 金三百両 駅通並町会所式格坪
- 2 金三百両 穂谷賀世の者、一郡に三軒一家に付

き百両ずつ

右は、鬼田・茅原・穂谷の三郡制改革に要する見込み

というものである。

以上、八郎駅通改革の概要を記述したが、これによって、これまでの本頭は廢止され、以後、各郡戸長・副戸長は「本官アリ駅通取扱業務」を申付けられ、また、「駅通取扱所ト駅替ヒ申出候」と、管内に通知された。

また、所在郡の駅通取扱人については、それ自ら自動的に、戸長副戸長が任命されたがから、駅通取扱事務の手代、小使等も次のとおり任命された。穂谷郡についてのみ記述すると。

穂谷郡駅通掛手代申付候事 金子吉作

同 駅通掛手代申付候事 中野松太郎

とあって、駅通問係四役が置かれた。

五、以上的新しい制度で順調に推進したかに見えた「西郷八郡駅通改革」も實際に終る時期が来た。そもそもこの駅制は、田舎人地に江戸時代から散かれていた村方による駅駅とはとんと同一の制度を取入れたもので

あつたが、それも東の間、新角の改革から七ヶ月後の明治六年三月には瓦解してしまった。

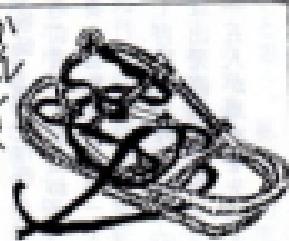
この時の改正では、旧來の駅金を二五〇円で買上げ、これを断然と運営しようとする個人に払下げ、本庁管内で經營すると同一の駅通制度を取り入れようとするものであつた。

この改革で、恐らく、西部八都の駅制改革として打ち出した「三百円（圓）の千貫で建てようとした駅通並町会所」はどうなつたのである。また、一都に三軒ないし五軒の支庁指定宿屋は、実現したのであるか。恐らく、この計画は、上司の承認を得たものの実現せずに終つたものであろう。

六、次に、「明治二三年一月、人馬獨立所を置く」については、これ以上解説を続けると相当長文になるので、拙著「北海道駅（駅通）制の研究・中巻明治前開拓」に詳述してあるので、これに譲ることとし、本稿では省略することとした。

七、島古丹駅通は、その後は通行人の多い東海岸道とは遠い、開拓の中堅からもはれて駅通としての機能を發揮する場を失つた。

明治三九年四月三〇日、告示第一六五号により、同年三月三一日限り廃止されたのである。



ドラマ「駅馬車」に見る駅通制度（一）

ドラマの中から駅制に關する部分を抜き出して、アメリカの駅制を論ずるという想い付けて、実際に移すということは、われながら、余りにも解説的な行為ではないかと、のめになつて思つた。しかし、作風を進めてみると、ドラマは意外に駅制に触れた部分が多く、かつ、面白いのである。この点、ジョン・ワード監督は、どの程度駅制を意識して映画化を進めたものか解らぬが、のちの日本において、このドラマを題材にして駅制の解説を図る者が現われたといつゝことは、思いもかけなかつたことであろう。

（概説）

前号の「エラマ駅馬車に見る駅通制度」中、右、ドラマの作成監督をジョン・ウエーンと書きましたが、ジョン・ワードの間違いでした。お詫びして訂正します。

当時のこの路線を行く駅馬車の編成としては、六頭立て六人乗り馬車に御者一人という構成である。ドラマでは、乗客は男性客四人、女性客一人の計六人。それに、警衛の保安官一人が御者の隣席に座る。というのが一応の人間構成である。

保安官が必要するのは、毎日ではなく、アバッテ襲撃が予想される場合に警衛として乗車するとしている。乗客は、男性は銀行頭取、貴族、牧師、酒の行商人の四人、それに途中から刑務所からの逃亡者一人が加わる。女性客は、伯爵夫人、騎兵大尉の妻と自稱する女の二人である。

それにしても、職業はすべて白跡であり、得体の知れない者が多い。この駅馬車には出発直前になつて、アバッテ襲撃の情報が入り騎兵隊一五人が馬車を先導することになった。

なお、前々号まで記述した「駅速制度を比較する」でも触れたように、大陸横断路線の一つであるカンバーランド国境の長距離定期馬車便は、普通には四頭立てが使われており、速度は一時間一〇マイル程度の走行で、約一二マイル毎に駆き馬を取り替えるとしている。乗客の定員は九名としていて、ドラマの駅馬車の乗客六人、引き馬六頭とは大分違うようである。路線の整備状況が大きく影響しているのである。

また乗客の乗降は必ずしも停車場所が決まっているわけではなく、路線上の途中で手を擧げると停車して乗せてくれるものとのようである。

二 馬車の構造

馬車である。客席は六座席、客は三人ずつ向かい合つて座る。別項でも記載のとおり、車體は大小さまざまで、路線によって各種あるようである。

御者席は、客席の開いた外側に設けられ、座板はなく前部に保安官と並んで座る。馬車は化粧金具が付いていてなかなか立派なものである。

馬は、前出のとおり六頭立てで、縦に二匹ずつ三列に並び、御者の隣が最後列の馬の尻によくやく届く程度である。

この馬車の側面には、「オーバーランドステーション」と、さるに「8月8日」と記載されている。

(以下次号)

◎ 資料寄贈お礼

一 横向駅通所圖書資料 南幌町 近藤長一郎 氏

二 北海道の文化 札幌市 北海道文化財

保護協会 様

発行年月日 平成十四年四月五日

頒布料 無料
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目

史学研究会 主事 宇川隆雄 三の一

ドラマの映像を見る限りでは、客席は箱型で地面から天井までの高さ約二メートル、板張り化粧金具付き、前輪は径約一メートル、後輪約一メートル三〇センチの四